

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めたので、同条第3項の規定に基づき公表する。

平成28年7月15日

矢祭町農業委員会会長 益子 修一



記

矢祭町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成28年7月15日制定

矢祭町農業委員会が矢祭町内全域において推進する農地等の利用の最適化に関する指針は次のとおりとする。

1. 担い手への農地利用集積面積についての指針

- (1) 矢祭町における担い手への農地利用集積面積の目標は 33.2ha（うち新規集積目標 3.0ha）とする。
- (2) 前項の目標を達成するための具体的方法は以下のとおりとする。
 - ・ 地区別の人・農地プラン策定を推進することで、農地の集団化、連担化をはかり、担い手が出来るだけ少ない負担で農地の引き受けが可能となる環境を整える。
 - ・ 担い手の少ない集落においては、集落営農への取り組みを推進することで、新たな担い手の確保に努める。

2. 遊休農地の解消面積についての指針

- (1) 矢祭町における遊休農地の解消面積の目標は 5ha とする。
- (2) 前項の目標を達成するための具体的方法は以下のとおりとする。
 - ・ 日常的な農地パトロールを通じて、遊休化して日が浅い農地や集団的に存する遊休農地を把握し、戦略作物（そば、大豆、こんにゃく等）や景観作物の作付けによる解消を図る。

3. 新規参入者数についての指針

(1) 矢祭町における新規参入者数の目標は1経営体とする。

(2) 前項の目標を達成するための具体的方法は以下のとおりとする。

- ・ 矢祭町が設置する新規就農相談窓口の構成メンバーとして、新規就農相談に関する積極的な情報収集に努めるとともに、新規就農に際し必要となる農地のあっせん等に協力する。

4. その他

本指針の目標期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までとし、その推進を確実なものとするため、平成29年10月を目途に中間見直しを行うこととする。